

労使間のトラブルでお困りのときは 労働委員会をご利用ください！ 解決のお手伝いをいたします！

例えばこんなときに

- 労働組合に加入しているという理由で、不利益な取り扱いを受けた。
- 会社が団体交渉を拒否して交渉に応じてくれない。
- 職場における労使間のルール作りが円満にっていない。
- 一時金の交渉を行っているが、平行線の状態だ。



I 労働委員会制度とは

- 1 労働委員会は、企業と働く人々の間に起きる労使紛争の解決に当たるため、労働組合法により国と都道府県に設置された独立行政委員会（機関）です。
- 2 労働組合と使用者（会社や団体等の事業主）との間に起きた問題は、両者が十分に話し合い、自主的に解決することが望ましい姿です。
話し合いがまとまらず当事者間で解決するのが難しい場合に、公平な第三者として労使を仲立ちし、より良い労使関係を形成するためお手伝いするのが、労働委員会です。
- 3 労働委員会は、労働問題について専門知識や経験を持つ、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（会社役員、使用者団体役員など）の3つの立場の委員で構成されています（三者構成の行政機関）。
- 4 三者構成により、公正・中立の立場で労使紛争の解決に当たることができます。
- 5 労働委員会には、**中央労働委員会**と**都道府県労働委員会**があります。

II 中央労働委員会の業務

- 1 労働組合の資格審査
- 2 不当労働行為事件の再審査
- 3 労働争議の調整（あっせん、調停及び仲裁）

Ⅲ 中央労働委員会調整部門の業務

● 労働争議の調整

1 「労働争議の調整」について

労働組合と使用者との間で、労働条件や労使関係に関する問題（賃金、労働時間、配置転換、解雇、団体交渉、労働協約など）について争いがおこり、自主的な解決が困難になった場合に、労働委員会が労使の間に入り、双方の主張を調整して、紛争を平和的に解決するよう援助する制度です。

労働争議の調整の手続きには、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3種類がありますが、一般的に、手続きが簡易な「あっせん」が最も多く利用されています。

2 「あっせん」について

あっせん員が仲立ちとなって、労使双方から事情や主張を聞きながら、譲歩を促したり、必要な場合にはあっせん案を示すなどして、労使が互いに合意できるようにお手伝いをする手続です。

あっせんは、原則として**公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により行われます。**



3 利用できる方について

ア 事業所に勤務する労働者が加入する労働組合

イ 事業所の使用者

* あっせんの申請は、労働組合もしくは使用者のどちらからでもできます。

4 「紛争の具体例」について

ア 賃金（一時金）の交渉が進展せず行き詰まっている。

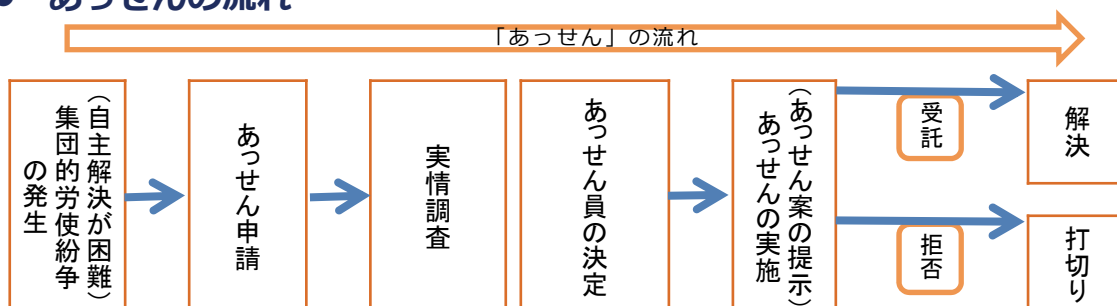
イ 休暇制度などの労働条件の変更で紛糾している。

ウ 組合員の解雇撤回についての話し合いがうまくいかない。

エ 賃金体系の見直し交渉が決裂したまま解決しない。

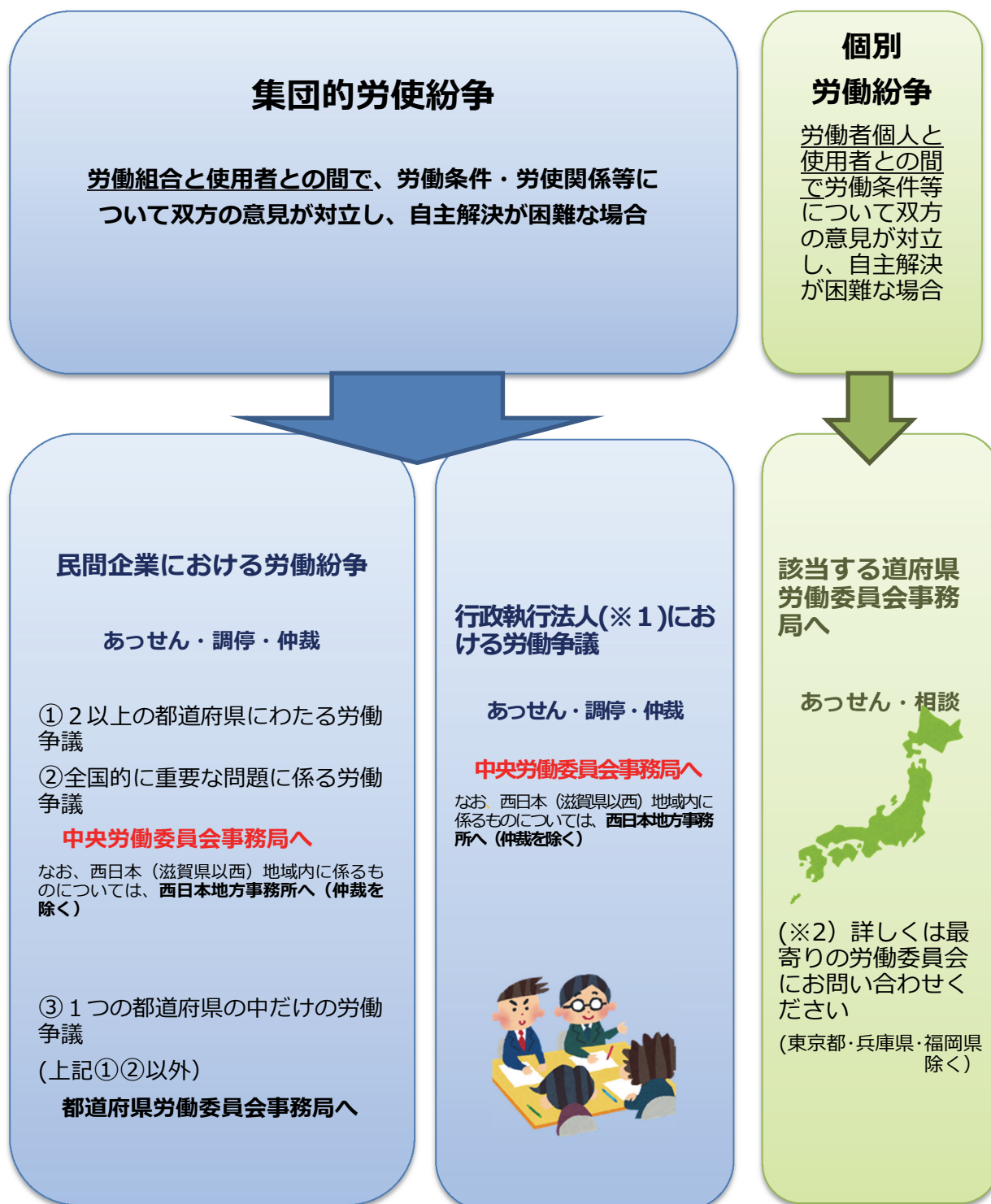
オ 団体交渉を申し入れているが、相手方が応じてくれない。

● あっせんの流れ



※ 「調停」及び「仲裁」については「中央労働委員会HP」をご覧ください。

IV お問い合わせ先



※1 「行政執行法人」とは、行政執行法人の労働関係に関する法律が適用される、国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構の7法人のことです。

※2 東京都、兵庫県、福岡県の各労働委員会では「個別労働紛争」のあっせんを行っていません。

中央労働委員会事務局 連絡先一覧

1 中央労働委員会事務局（本局）

（東京都港区芝公園 1 - 5 - 3 2 労働委員会会館）

◎お問合せ窓口

…調整第一課 電話：03-5403-2126

○民間企業の調整事務

…調整第二課 電話：03-5403-2129

○行政執行法人の調整事務

…行政執行法人室 電話：03-5403-2133

2 地方事務所（西日本（滋賀県以西）地域内に係るもの）

西日本地方事務所 電話：06-6941-1555

（大阪府大阪市中央区大手前 6 - 5 - 4 大阪合同庁舎 1 号館内）

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成だから・・・



公正
中立

迅速

無料

秘密
厳守

「お気軽にお問合せ・ご相談ください！！」

労働委員会の詳しい内容は、次のアドレス（「中央労働委員会HP」の「パンフレット」）にアクセスしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/panfu/index.html> または

